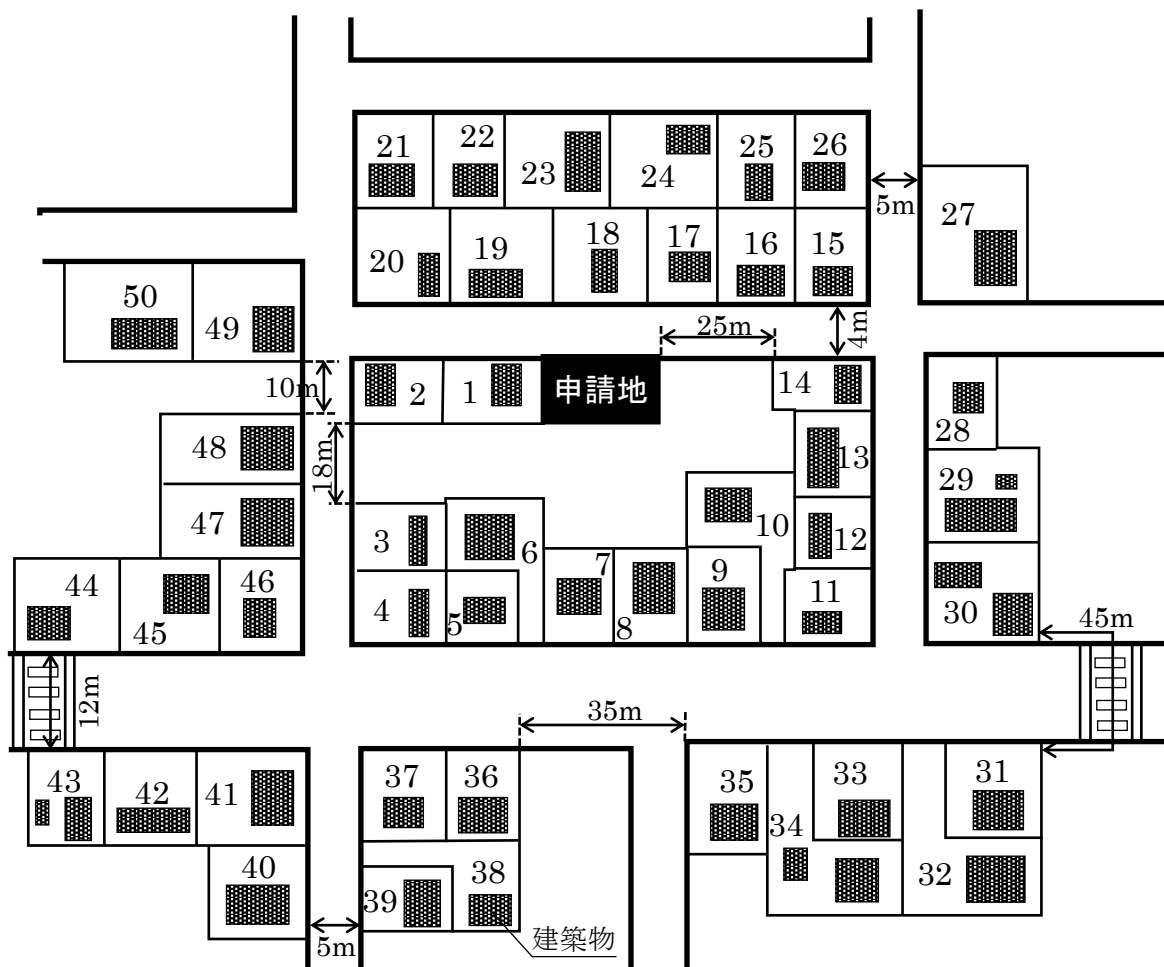


《連たん検討図》



【連たん図作成の留意点】

- ① 申請地が、市街化区域に近接する場合は、区域を記入してください。
- ② 連たんの状況がわかるように建築物がある敷地ごとに番号を付けて表現してください。
- ③ 建築物の敷地が隣接していないものの連たんについては、敷地間隔を記入してください。
河川や幹線道路を超える際は、橋や横断歩道を利用した場合の距離で見てください。
- ④ 建築物は、面積が10㎡以上を対象としてください。

《都市計画法第34条第1号及び、12号の場合》

50戸以上の建築物の連たんは、すべて市街化調整区域内である必要があります。また、連たんする区域内で住宅戸数が50戸以上必要です。

《都市計画法第34条第14号（包括議決基準15）の場合》

50戸以上の建築物の連たんの内、市街化調整区域内で、26戸以上を数えた後、市街化区域で、残戸数を数えることができます。